

『資格情報のお知らせ』一斉交付のQ&A

質問	NO	回答
『資格情報のお知らせ』とはなんですか？ ※これは、『資格確認書』ではありません。 『資格確認書』については、質問NO.17を参照してください。	1	厚生労働省からの依頼に基づき、加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことを目的に健保組合が把握している加入者情報をお知らせしているものです。
交付対象者	いつ時点の加入者に交付しているのですか？	2 8月末にご自宅宛てに郵送した『資格情報のお知らせ（個人番号<マイナンバー>確認のお願いについて）』は、7/24時点の加入者に一斉に交付しています。 ※7/25以降の退職による資格喪失・扶養削除された方にも交付している場合があります。
	扶養が増え、すでに健康保険証を受け取っていますが、いつ発行してもらえますか？	3 8月末に交付できなかった方には、令和6年12月頃に交付できる予定です。
	入社して、すでに健康保険証を受け取っていますが、いつ発行してもらえますか？	4 8月末に交付できなかった方には、令和6年12月頃に交付できる予定です。
	海外で勤務していますが、いつ発行してもらえますか？	5 8月末に交付できなかった海外勤務の方には、令和6年10月頃に事業所担当者を通して交付できる予定です。
交付方法	誰あてに送付していますか？	6 扶養家族の方も含めて、ひとつの封筒にまとめて、被保険者あてに送付しています。
	どのような送付方法ですか？	7 特定記録郵便で被保険者が居住している住所あてに郵送しています。
	どこから送付していますか？	8 全国の健康保険組合のとりまとめ機関である健康保険組合連合会が認可した業者<資格情報のお知らせ一斉交付発行事務局（東京都八王子市）>から一斉に郵送しています。
負担割合の表示	負担割合の表示がありません	9 70歳以上の高齢受給者の方のみに表示しています。
	70歳以上ですが、負担割合に変更があれば、再発行してもらえますか？	10 70歳以上の高齢受給者の方のみ表示していますが、標準報酬月額の変更により、負担割合が変更になる方には、その都度『高齢受給者証』を発行いたしますので、『資格情報のお知らせ』は再発行いたしません。
医療機関受診時	『資格情報のお知らせ』を提示すれば医療機関を受診できますか？	11 『資格情報のお知らせ』のみの単体では医療機関を受診できません。マイナ保険証の読み取りができない場合などにマイナンバーカードと合わせて提示が必要です。 ※ご自身でマイナポータルで資格情報を画面表示されるか、そのダウンロードデータの表示でも『資格情報のお知らせ』同様に利用できますので、是非ご利用ください。
扶養削除	家族が扶養削除となりましたが、『資格情報のお知らせ』を受け取りました。健康保険組合に返却しなければなりませんか？	12 8月末にお渡ししている『資格情報のお知らせ（個人番号<マイナンバー>確認のお願いについて）』は、7/24時点の情報で発行しておりますので、7/25以降に扶養削除の届出をされている場合は、対象に含まれていることがあります。 『資格情報のお知らせ』のみの単体では、医療機関を受診できないため、ご返却は不要です。 当健保での資格がなくなった以降は無効になりますので、個人情報に充分ご注意のうえ、ご自身で処分していただいて構いません。
退職	退職しましたが、『資格情報のお知らせ』を受け取りました。健康保険組合に返却しなければなりませんか？	13 8月末にお渡ししている『資格情報のお知らせ（個人番号<マイナンバー>確認のお願いについて）』は、7/24時点の情報で発行しておりますので、7/25以降に退職されている方へ発行している場合があります。 『資格情報のお知らせ』のみの単体では、医療機関を受診できないため、ご返却は不要です。 当健保での資格がなくなった以降は無効になりますので、個人情報に充分ご注意のうえ、ご自身で処分していただいて構いません。
再発行	『資格情報のお知らせ』を無くしたので、再発行してもらえますか？	14 マイナポータルでご自身の資格情報を確認できる場合は、再発行できませんので、ご自身でマイナポータルにログインして確認してください。 尚、マイナポータルにログイン出来ない場合は、「再発行申請書」で申請していただくこととなりますが、書式についての厚労省通知が現時点で発出されておられないので、申し訳ございませんが、しばらくお待ちください。 作成できしだい、当健康保険組合のホームページで展開いたします。
	『資格情報のお知らせ』をき損したので、再発行してもらえますか？	15 マイナポータルでご自身の資格情報を確認できる場合は、再発行できませんので、ご自身でマイナポータルにログインして確認してください。 尚、マイナポータルにログイン出来ない場合は、「再発行申請書」で申請していただくこととなりますが、書式についての厚労省通知が現時点で発出されておられないので、申し訳ございませんが、しばらくお待ちください。 作成できしだい、当健康保険組合のホームページで展開いたします。
	氏名変更したので、変更後の氏名で『資格情報のお知らせ』を再発行してもらえますか？	16 氏名変更による再発行はできません。 マイナポータルでご自身の資格情報を確認してください。 ※医療機関で氏名変更前の『資格情報のお知らせ』を提示しての受診は可能です。但し、医療機関での申し立てが必要な場合もありますので、医療機関の指示に従ってください。
『資格確認書』との違い	『資格情報のお知らせ』と『資格確認書』の違いは何ですか？	17 『資格情報のお知らせ』については、質問NO.1を参照してください。 『資格確認書』とは、令和6年12月2日以降の現行の健康保険証発行廃止に伴い、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない方に対して発行され健康保険証同様に医療機関を受診することができるものです。 令和6年12月2日以降に加入された方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方に発行いたします。 尚、現行の健康保険証は、健康保険証発行廃止から1年間の有効期間がありますので、令和7年12月1日までは、『資格確認書』は発行できません。 但し、現行の健康保険証については、令和7年12月1日までに退職や扶養削除になった方は、それまでが有効期限となります。